令和5年度 日帰り人間ドック実施要領

広島県自動車販売健康保険組合

1. 目 的

日帰り人間ドックは、広島県自動車販売健康保険組合の被保険者及び被扶養者である配偶者の生活習慣病の早期発見及び健康管理意識の高揚を図ることにより、その健康の保持増進に資するため、日帰り人間ドックを実施する。

- 2. 日帰り人間ドックの実施対象者
 - ・日帰り人間ドックの対象者は次のとおりとする。

被保険者及び被扶養者である配偶者のうち、35歳以上の者で受検を希望する者。

また、付加検査として、子宮癌検査、乳癌検査、肝炎ウイルス検査(B型・C型)、前立腺特異抗原検査(50歳以上)を希望する者。(別紙4-3、4-4参照)

3. 実施機関

別表のとおり。

4. 日帰り人間ドックの実施期間

令和5年4月から令和6年2月までの間とする。

但し、当健康保険組合が止むを得ないと認める場合は令和6年3月の実施も可能とする。

- 5. 日帰り人間ドックの内容及び結果通知等
- (1) 内容

別紙2-1「日帰り人間ドックの基準」のとおり。

(2) 結果の通知

実施機関より、結果通知書を受検者へ交付する。

6. 日帰り人間ドックの費用及び受検者の負担額

「日帰り人間ドック委託契約書」に定める額とする。

- 7. 日帰り人間ドックの申込み
- (1) 一般健診を受検する者

別紙2-2 (被保険者用)及び別紙2-3 (被扶養配偶者用)の「日帰り人間ドック申込書」により、当健康保険組合へ申込みすること。

なお、被保険者と被扶養配偶者が同一の健診機関で同一日の受検を希望する場合は別紙2-4(被保険者、被扶養配偶者が同一の健診機関での受検用)を使用すること。

(2) 肝炎ウイルス検査(B型・C型)を受検する者

検査を希望する者は、別紙2-5「肝炎ウイルス検査(B型・C型)申込書」を検査当日に実施機関受付窓口へ提出すること。

(3) 前立腺特異抗原検査 (PSA) を受検する50歳以上の者 対象者で検査を希望する者は、検査当日に受付窓口に申し出ること。

8. 日帰り人間ドック申込み後の健診機関変更について

申込み後に健診機関を変更する場合は、すでに申込みしている健診機関へ直接キャンセル連絡をし、再度上記「7.の(1)」により当健康保険組合に申込みすること。なお健診機関変更のための申込みである旨を備考欄へ記入すること。(例:変更分等)

9. 脳ドックの案内

日帰り人間ドックの申込者へ、脳ドックについて同日実施可能な健診機関を別紙4-4「健診機関のご案内(令和5年度)」により案内する。希望者は、「日帰り人間ドック申込書」の脳ドック希望欄へ記入することで申込みをすることができる。ただし、費用については全額自己負担とする。

10. 受検の方法

申込者は、実施機関からの通知を待って、指定日時に受検すること。なお、受検にかかる負担金は、 受検後に実施機関の窓口にて支払うこと。